



お風呂とトレーニングジムで体を鍛えよう



茨城県社会保険協会では、会員の健康づくりの一環として屋内温水プール・トレーニングジム・温浴（風呂等）が利用できる施設の利用補助事業を実施いたしますので是非ご利用ください。

利用期間
利用施設

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
「ほっとランド・きぬ」 茨城県下妻市中居指1126 TEL0296-30-4126

利用資格
利用方法

<休館日：毎週月曜日（ただし、月曜日が祝祭日のときは翌日の火曜日）12月29日から1月3日まで>
茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者
正規利用券を購入後、受付に正規利用券と利用補助券を提示してください。正規利用額と自己負担額の差額が返されます。

利用料金

利用者区分	利用料金	
	正規利用額	補助券利用自己負担額
大人（高校生以上）	650円（600円）	450円（400円）
満65歳以上の方	350円（300円）	250円（200円）
児童生徒（小・中学生）	250円（200円）	150円（100円）
障害者及び障害者の介助者	200円	100円
小学生未満の方	無料	

※1 利用料金欄の（ ）は令和元年10月31日までの料金です。障害者の方は令和元年11月1日からの料金です。
※2 令和元年10月31日までは下妻地方広域事務組合構成市町内（下妻市・八千代町・常総市・筑西市）の障害者の方は、手帳提示により無料及び第1種身体障害者手帳保持者の介助者（1名）は無料です。

《ご利用規定》

- ほっとランド・きぬ発行の回数券・優待券と利用補助券との併用利用はできません。
- 上記料金で温水プール・トレーニングジム・温浴（風呂等）がご利用できます。
- トレーニングジムを初めてご利用される方は、利用講習会を受講後の利用となります。
- 小学校3年生以下の方の25mプールご利用の際は大人の同伴利用が必要となります。
- トレーニングジムは16才未満（中学生以下）の方はご利用できません。

申込方法

下記「利用補助券申込書」を作成のうえ、返信用封筒に切手（82円）を貼り一般財団法人茨城県社会保険協会（〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階）あてお申込みください。折り返し「利用補助券」をお送りします。

申込期限
その他

令和2年2月28日までにお申込み下さい。
☆補助券は1人1枚1回限り有効です。
☆多くの会員事業所の方々にご利用いただくため、1会員事業所10枚以内とさせていただきます。
☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥー（シールを含む）をされた方の入場は、お断りいたします。
なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。
☆臨時休館日、施設内容など詳しくは施設にお問い合わせください。

お申込み・お問い合わせ

〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階 一般財団法人茨城県社会保険協会
TEL029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>

※ 社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しています。

----- 切 - リ - 取 - リ - 線 -----

「ほっとランド・きぬ」利用補助券申込書

○希望する申込枚数を記入してください

健康保険証の事業所記号（7桁又は8桁の数字） ※健康保険証カードの氏名上に記載されている記号（数字）	
申 込 枚 数	枚

上記のとおり申し込みします。

令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主名

事業所電話番号

㊞

*ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。